



各支部で総会が開かれます。みなさんの参加をお待ちしています♪

みんなで語り、学び、つながった

5月19日に焼津市で静岡県母親大会が開かれ1640人、浜松民商からは13名が参加しました。午前中はそれぞれテーマ別に議論・学習・体験などをしました。

午後はNHK「今日の料理」などにも出演している枝元なほみさんの講演で、食を通して安全・安心・平和などについて聞きました。

講演では、種子法が廃止され、種の値段も何倍にもなり、米など気候や地域に合った多種多様な種も数種類に減ってしまうであろう。「BT毒素」というサソリの毒の遺伝子を組み込んだトウモロコシは、食べた虫が死んでしまうが、そんなものを人が食べる。世界ではガンになる可能性があるとして禁止に向かっているものも日本では規制がゆるくなっているということに、参加者はおどろいていました。

「ご馳走という和高価な料理をイメージするけれど、「安心して食べられるものが本当のご馳走なんだ！」ということとを考えてほしいと訴えました。また、店で食品を買う時、値段だけでなく、安心して食べられるものを買うことで、選挙のように生産者を応援することもできる。私たちは、日に三度、社会を変えるチャンスがある」と言い、参加者に訴えました。

講演後は、浜松水道民営化問題のほか、様々な問題に取り組んでいる人たちの活動報告があり、会場から大きな応援の拍手が送られました。

今年8月24日(土)25日(日)と静岡市で日本母親大会が開催されます。開催県として、大勢の参加で盛り上げていきましょう！



計算センターを利用している方へ

重要なお知らせ

枚数手数料の消費税転嫁について

計算センターではこれまで、「消費税反対」の立場から消費税導入後、一貫して組合員(利用者)に消費税を転嫁してきませんでした。コンピュターの入替えなど今後の活動を維持・継続していくために、消費税の転嫁をすることが、総代会にて承認されました。8月分会費から請求をさせていただきます。

利用者の方には、6月中旬以降、変更後の金額を案内させていただきます。経営環境が悪化している中、誠に申し訳ありませんが、ご理解ご協力をお願い致します。

なお伝票は、今回は据え置きとなります。

新元号について

5月から元号が「令和」になりました。伝票への記入は左記の通りをお願いします。

◎個人の方：今年「平成31年」と記入し、来年から「令和2年」と記入してください。

◎法人の方：事業年度に「5月1日」を含んでいる場合、この事業年度が終了するまで「平成31年、平成32年」と記入してください。

◎法人・個人：よく分からないという方、混乱しそうという方は、「1番最初の伝票に年数を入れたら、あとは記入しない」で問題ありません。



償却資産(固定資産税)は

しっかりチェックを!



事業者がその事業に用いている有形固定資産を償却資産といい、土地などと同じように課税されます。申告対象資産は、申告する年の1月1日現在、事業に使用することができる土地及び家屋以外の有形固定資産や自動車税・軽自動車税の課税対象を除く車輛で、原則として取得価額が10万円以上(※)の事業用資産です。なお、申告した資産の課税標準額が150万円を下回れば免税です。

※10万円以上30万円未満の資産で全額損金算入できる即時償却は課税対象となります。

この資産の増減があった場合や、使用状況が変わった(事業用から家庭用になるなど)場合はその旨を申告しなければなりません。

内容をしっかり確認しましょう。もしもしたたら節税できるかもしれませんよ?

詳しくは浜松市資産税課または、役員、事務局までご相談ください。

本部・支部総会が 開催されます

一年間の活動を振り返り、今後の方針を確認する大切な集まりです。また、普段顔を合わせる事が出来ない仲間とも、会うことが出来ます。積極的な参加をお待ちしています。
日程等は下記の通りです。

収支内訳書はどうすれば？

例年、税務署から白色申告の方に「収支内訳書の提出について」との文書が届きます。「収支内訳書」は法律上提出義務はありますが、罰則のない「訓示規定」です。また民商の運動の結果、納税者に過大な負担をかけるまいという国会の付帯決議を付けさせる事ができ、提出をしなくても罰則はありません。また、昨年の税務署交渉でも「提出がないことのみをもって調査の理由にしている」と回答させています。正しい知識を身につけ、納税者の権利を守りましょう。ただし、税務署等の文書を開封しないで放置することは絶対にしないでください。届いたらすぐによく読み、分からない場合は相談をするようにしてください。

本部・支部総会日程

変更の場合があります。
案内等を確認してください。

支部	開催日	時間	会場	支部	開催日	時間	会場
本部	6/12(水)	pm7:00~	民商事務所	西	5/30(木)	pm7:30~	可美総合センター
三方原	6/3(月)	〃	〃	中央	6/4(火)	pm7:00~	マルフク
萩丘	6/5(水)	〃	〃	東	開催済		ふりいだむ
城北	6/10(月)	pm7:30~	〃	南	6/10(月)	pm7:00~	下江町公会堂
北	6/3(月)	pm7:00~	助信公民館	駅南	6/5(水)	pm7:00~	龍禅寺公会堂
東北	6/4(火)	〃	積志協働センター	細江	6/4(火)	pm6:30~	梅花

労働保険事務組合からのお知らせ

●雇用保険手続きについて

従業員の入退社や、パート・アルバイトの方の勤務状況が変わり雇用保険加入資格に変化があった際は、速やかな雇用保険の手続きが必要です。

雇用保険加入は翌月の10日まで、雇用保険喪失は喪失後(退職後)10日以内が期限となっています。遅れた場合は、遅延理由書やタイムカード、貸金台帳などを添付しないといけない場合も出てきます。従業員のためにも、速やかな手続きをお願いします。

●マイナンバーについて

雇用保険手続きにおいて、マイナンバー提出が必要となりました。しかし、本人が提出を拒否すれば無くて問題なく受理されます。事務組合へマイナンバーの提出がない場合、本人が拒否したとして手続きをさせていたできません。提出しないことによる不利益はありません。

●事業主等の特別加入について

事業所労災は従業員及び外注先の従業員に適用されます。また、事業主の特別加入は従業員がいること(アルバイトの場合は年間100日以上使用)が最低条件です。しかし、特別加入していても、平日の午前8時~午後5時など、届出時間しか適用できない場合があり、従業員と一緒に現場にいない場合は労災が使えないことがあります。

民間の保険は土日でも時間外でも現場の作業時間に準じて保険適用になるものもあります。事業所労災に特別加入している方は、比較検討をお願いします。

従業員がいない建設業の方が加入できる、建設業一人親方労災は土日でも午前8時~午後5時などの届出時間外でも現場の作業時間に準じて保険適用になります。従業員がいない状態で事業所労災に特別加入している方は、建設業一人親方労災の加入をお勧めします。ご検討ください。

今後の予定

- 6 / 1(土) 無料法律相談日(要予約)
- 12(水) **浜松民商第63回定期総会**
- 23(日) 浜松市の水道民営化を考える市民ネット総会
- 24(月) 10月消費税10%ストップネット署名
- 30(日) 静岡県商工団体連合会定期総会
- 7 / 6(土) 無料法律相談日(要予約)

竹下事務局 お疲れ様でした！



民商事務局として、皆さんと一緒に長年活動していた、竹下紀子事務局が2月に定年退職をされました。
これから会える機会は減ってしまうとは思いますが、心は皆さんと一緒にです。竹下さん、長い間お疲れ様でした。